

# 蓮田市 建築形態規制

R6.6現在

## 1. 日影規制

用途地域 規制内容	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地域	無指定地域	
容積率	80%	100%	150%	200%	200%	200%	-	200%	-	-	100%	200%
対象建築物	軒高7m超 又は 地上3階以上		高さ10m超				-	高さ10m超	-	-	高さ10m超	
測定高さ	1.5m		4m				-	4m	-	-	4m	
5mを超え10m 以下の範囲	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(二)	(二)	(二)	(三)	(二)	(三)
	3時間	4時間	3時間	4時間	4時間	5時間	5時間	5時間	4時間	5時間	4時間	5時間
10mを超える範囲	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2.5時間	3時間	3時間	3時間	2.5時間	3時間	2.5時間	3時間

## 2. 斜線制限

用途地域 制限内容	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域		第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用 地域	無指定地域			
											a1 50/100	a2 60/200	b2 70/200	
高さ制限	10m		-				-	-	-	-	-	-		
道路斜線	勾配1.25(適用距離20m)					勾配1.5(適用距離20m)					勾配1.25(適用距離20m)		勾配1.5(適用距離20m)	
隣地斜線	-		20m+1.25			31m+2.5					20m+1.25		31m+2.5	
北側斜線	5m+1.25		日影規制を定めている ため、対象外		-				-					
前面道路幅員 による容積率 の制限	0.4					0.6					0.4		0.6	

※蓮田市公式ホームページにも同様の内容を掲載しております。よろしければご活用ください。(掲載場所は以下のとおりです。)

【蓮田市公式ホームページ】まち・環境 ⇒ 建築・開発 ⇒ 情報・サービス ⇒ 建築形態規制について <https://www.city.hasuda.saitama.jp/kenchiku/machi/kenchiku/joho/keitaikisei.html>】

